

議案第9号

みよし市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例及びみよし市児童発達支援事業所設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年3月1日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い必要があるからである。

みよし市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例及びみよし市児童発達支援事業所設置条例の一部を改正する条例

(みよし市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例の一部改正)

第1条 みよし市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例（平成18年三好町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「災害その他の厚生労働省令」を「同条第1項に規定する災害その他の主務省令」に改める。

(みよし市児童発達支援事業所設置条例の一部改正)

第2条 みよし市児童発達支援事業所設置条例（平成26年みよし市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

みよし市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>(介護給付費等の額の特例)</p> <p>第4条 法第31条の規定に基づく介護給付費等の額の特例の適用を受けようとする者は、<u>同条第1項に規定する災害その他の主務省令</u>で定める特別の事情を証明する書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)以下 略</p> <p>2 略</p>	<p>(介護給付費等の額の特例)</p> <p>第4条 法第31条の規定に基づく介護給付費等の額の特例の適用を受けようとする者は、<u>災害その他の厚生労働省令</u>で定める特別の事情を証明する書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)以下 略</p> <p>2 略</p>

みよし市児童発達支援事業所設置条例の一部改正新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>(利用料)</p> <p>第8条 事業所において、法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を受ける通所給付決定障害児等の保護者は、市長の指定する日までに、法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額の利用料を納付しなければならない。</p>	<p>(利用料)</p> <p>第8条 事業所において、法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を受ける通所給付決定障害児等の保護者は、市長の指定する日までに、法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額の利用料を納付しなければならない。</p>